

# 熊本県の職員給与費等について

## 一 はじめに

本県の職員数は、昭和五十六年四月一日現在、二万五千九百三十九人となっています。

この職員に対して支払われる給与は、生計費あるいは、国、他の地方公共団体職員給与並びに民間事業の従事者の給与との均衡等の諸事情を考慮して決定することとなっております。具体的には、県職員の給与その他の勤務条件の調査、研究機関である県人事委員会の民間給与実態調査等に基づく意見、勧告を受け、さらに県議会における審議を経て条例により定められていることをご承知のとおりです。

この職員給与の実態については、県人事委員会が毎年一回行う報告あるいは県議会審議を通じ公にされているところですが、さらに県民の皆様のご理解をいただくため以下その概要についてご説明します。

## 二 人件費の決算の状況

昭和五十五年度の普通会計決算の歳出総額は、四千四百十二億八千六百五十六万円となっております。このうち、職員の給与に特別職の給与報酬及び共済組合負担金等を加えた人件費の額は、千五百億四千六百六十八万円となっております。歳出総

額に占める人件費の割合は三四・〇％となります。

## 三 職員給与費の予算の状況

昭和五十六年度の普通会計予算に計上されている人件費のうち職員の給与費の額は、千三百四十九億五千五百四十二万円となっております。この内訳は給料七百三十五億九千七百七十四万円、期末・勤勉手当三百九億八千五百七十七万円、諸手当（扶養手当、通勤手当、住居手当、管理職手当、時間外勤務手当、退職手当等）三百三億七千二百六十一万円となります。

また、職員の給与費を職員数で除した一人当たりの年間給与費の額は約四百五十万円（退職手当を除く）となります。

## 四 職員の平均給料月額額の状況

職員の代表的職種である一般行政職、警察職、小・中学校教育職、高等学校教育職の平均給料月額（給料の調整額、教職調整額を含む）及び平均年齢は次の（表一）のとおりです。

また、経験年数別・学歴別職員の平均給料月額は次の（表二）のとおりとなっております。この場合、経験年数とは、採用前の民間経歴等の期間に換算率（経歴等の種類により一〇〇％から二五％）を乗じて得た年数に職員としての在職年数を加えたものをいいます。

（表一）平均給料月額及び平均年齢の状況

区分	熊本県		国	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	204,728	40.0	196,235	40.0
警察職	199,965	35.7	202,685	40.1
小中学校教育職	255,368	41.9	231,723	39.4
高等学校教育職	241,642	40.0	241,530	40.3

（昭和56年4月1日現在）

（表二）経験年数別・学歴別平均給料月額額の状況

区分	学歴	経験年数10	経験年数15	経験年数20
		円	円	円
一般行政職	大学卒	163,924	213,483	253,217
	高校卒	132,007	167,170	197,838
警察職	大学卒	183,543	213,141	247,000
	高校卒	151,764	188,147	226,526
小中学校教育職	大学卒	191,231	238,816	279,576
	高等学校教育職	185,428	229,774	275,876

（昭和56年4月1日現在）

## 五 初任給の状況

職員の初任給は国家公務員に準じておりその月額は次のとおりです。

この場合の初任給の額は、学校卒業後直ちに採用された場合の給料の月額で、また、採用二年経過日の給料月額は、採用後標準的な昇給を行ったものと仮定した場合のものであります。

### 初任給の状況

区分	学歴	初任給	2年経過日
		円	円
一般行政職	大学卒	97,000	106,900
	高校卒	82,000	87,200
警察職	大学卒	111,600	123,400
	高校卒	95,500	103,100
小中学校教育職	大学卒	107,800	120,000
	高等学校教育職	107,800	120,000

（昭和56年4月1日現在）

## 六 一般行政職の等級別職員数の状況

職員の全ては、各自の職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、その適用される給料表に定める等級に格付けされることとなっておりますが、一般行政職の等級別職員数は次のとおりです。

なお、人事委員会の承認を得た場合

等級別職員数の状況（一般行政職）

区分	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	計
標準的な職務内容	本庁部長	本庁次長	本庁課長	本庁課長補佐	本庁係長	主事・技師	主事・技師	主事・技師	
職員数	12人	42人	380人	2,299人	1,143人	863人	833人	189人	5,761人
構成比	0.2%	0.7%	6.6%	39.9%	19.8%	15.0%	14.5%	3.3%	100%

（昭和56年4月1日現在）

は、上位等級へ格付けすることができることとなっております。

## 七 期末・勤勉手当及び退職手当の状況

職員の給与は、給料のほかに期末・勤勉手当、扶養手当、通勤手当、住居手当、管理職手当、時間外勤務手当等の手

期末・勤勉手当の支給率

区分	支給率	
	期末手当	勤勉手当
6月期	1.4	0.5
12月期	1.9	0.6
3月期	0.5	
計	3.8	1.1

（昭和56年4月1日現在）

また、職員が退職するときに支払われる退職手当の支給率についても、国家公務員と同様となっておりますが、その勤続年数別・退職事由別の支給率及び昭和五十五年年度に退職した職員に支給された退職手当の一人当たり平均支給額は次のとおりです。

退職手当の支給率

区分	支給率	
	自己退職	合職
勤続20年	21.0	31.5
勤続30年	41.25	59.4
勤続35年	48.125	69.3
最高限度額	60.0	69.3

（昭和56年4月1日現在）

退職手当の一人当たり平均支給額（55年度分）

区分	自己退職	合職	平均勤続年数	
			平均勤続年数	平均勤続年数
一般職員（医師及び技師、能労務職員を除く）	1,851	19,646	34	
警察官	1,964	21,858	35	
教育公務員	3,848	23,390	35	
全職員平均	2,899	22,166	35	

## 八 特別職の報酬等の状況

知事、副知事、出納長の給料の額並びに議会の議員の報酬の額は、県内の公共的団体の代表者等で構成される特別職報酬審議会の意見を聞いて条例で定めるところとなっております。この報酬等の額は昭和五十五年一月一日から次のとおりとなっております。また、これらの特別職には報酬等のほか他の一般職員に準じた期末手当が支給されることとなっております。

特別職報酬等の状況

区分	給料・報酬月額
知事	830,000
副知事	650,000
出納長	590,000
議長	650,000
副議長	590,000
議員	520,000